

知立市商工会 会費規定

* 会費算定の基準

会費基準内訳表は次の通りです。なお、従業員数割は、商業・工業の区分があります。

- 1) 知立に本店を有する企業は、均等割(A)、資本金割(法人のみ)、従業員数割(支店を含む)の3項目を基準とする。なお、支店については、支店割だけを基準とする。
- 2) 本店(本社)は市外にあり、知立に支店、営業所、出張所、工場等を有する企業は均等割(B)、従業員数割の2項目を基準とする。
- 3) 下記の場合、会費基準額の最高1/2迄の減額については会長に一任する。
 - イ. 参加組合員が全員商工会加入者である協同組合の加入の場合
 - ロ. 同一代表者企業の3社以上が加入の場合
- 4) 加入金は入会時に一社1,000円を徴収する。

* 会費の算定

法人 (A) + + なお、支店割は2,500円を加算する。
 個人 (A) +
 営業所・支店・出張所 (B) +

均等割 (A)

(本社が市内の場合)

一律	金額
法人	5,000
個人	5,000
支店割	2,500

均等割 (B)

(本社が市外の場合)

従業員規模	金額
30人未満	5,000
31～50	7,000
51～300	10,000
301～500	15,000
501人以上	20,000

従事者割

従業員数(人)	商業金額	工業金額
1～3	0	0
4～5	2,000	2,000
6～10	5,000	4,000
11～15	8,000	6,000
16～20	11,000	8,000
21～25	13,000	10,000
26～30	16,000	12,000
31～35	19,000	14,000
36～40	23,000	16,000
41～50	30,000	20,000
51～70	40,000	30,000
71～100	60,000	40,000
101～150	80,000	60,000
151～250	100,000	90,000
251～350	130,000	130,000
351～450		150,000
451～600		170,000
601以上		190,000

資本金割

資本金規模	金額
50万円以下	3,000
200万円 "	5,000
500万円 "	7,000
1,000万円 "	10,000
5,000万円 "	15,000
1億円 "	50,000
3億円 "	100,000
5億円 "	200,000
5億円 超	300,000